

厚木市監査委員公表第13号

平成30年11月26日に提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき、別紙のとおり公表する。

平成30年12月27日

厚木市監査委員 下嶋和美

厚木市監査委員 渡邊毅弘

厚木市監査委員 越智一久

【請 求】

厚 木 市 職 員 措 置 請 求 書

平成 30 年 11 月 26 日

厚木市監査委員殿

請求人 住所 (略)
氏名 (略)

市長の「休日での公用車不正使用」に対する住民監査請求

《請求理由》

第 1 前回の住民監査請求の控訴審判決について

1. 『証拠書類①』は、前回提出した「住民監査請求」の東京高裁の控訴審判決文です。

判決文は、不適法の連発ですが、注目すべき判示がありました。

それは、判決文 5 ページの中で「また、被控訴人が休日にゴルフ場通いなどの自己の私的な活動のため市長専用車を使用したことを認めるに足りる証拠はないから、被控訴人の休日の市長専用車の使用が『厚木市庁用車両管理規則』に違反するということとはできない。」と判示している所です。

つまり、この判示のウラを反せば……

裁判所は、「控訴人がゴルフ場通いを〴〵認めるに足りる証拠〴〵を示せば、被控訴人が私的な活動のため市長専用車を不正使用したと判断できる。」との同義反語です。

2. 控訴人は当該控訴審弁論で、「ゴルフ場通いの証拠固め」のため、『民事訴訟法』第 163 条に基づいた「当事者照会」で被控訴人に対して「質問書面」を提出し、次回口頭弁論期日までの回答を求めましたが、被控訴人の指定代理人は不当にも回答を拒否し、裁判長はそれを受けた形で「弁論を終結」させました。

第 2 東京都の住民監査請求の実例

『証拠書類②』は、舛添要一前東京都知事の公用車私用問題の平成 28 年 8 月 1 日付け東京都住民監査請求結果です。

東京都監査委員は、運転手への調査結果から、舛添要一前東京都知事の公用車不正使用を認定したと思われます。

第 3 本件の住民監査請求について

1. 請求人は、平成 30 年 10 月の 1 ヶ月間の休日（土・日）について市長専用車

の運行状況を調査したところ、8休日の全部の休日に亘って運転手・随行秘書課員の「早朝出勤」による運行の事実をつかんだ。(証拠書類③④を参照)

そして請求人は思った。

彼ら運転手・随行秘書課員職員は、休日のこんな朝早くに市長専用車を運行して、どのような職務をするのか? 「平日」でもこんな朝早くからの職務などないのに、なおのこと「休日」でこんな朝早くからの職務などあろうはずがないではないか。

「休日」でこんな朝早くからの事は、「ゴルフ場通い」のほかにはない。ほかにあるのなら市長はそれを明示してほしい。

市長のこの市長専用車の「ゴルフ場通い」使用は、不正使用どころか「業務上横領」の犯罪行為であることを指摘する。

2. この「休日」の市長専用車不正使用は、市長・秘書課員のほかに、厚木市幹部職員の相当数が関与していると請求人は判断する。

市長専用車の車種は、「ニッサンエルグランド」7人乗りである。ゴルフメンバーを乗せるには、もってこいの車種である。

そして「休日」における市長専用車使用は、「休日」は市庁舎が閉庁しているので、一般市民と大多数の市職員は、まったく知るところではなく、それは、市長・市幹部職員・秘書課員・運転手だけが知るだけであり、市長専用車の休日使用はブラック BOX 化していました。

このブラック BOX 化をよいことに、市長は、休日の市長専用車利用を「市長が公務のため使用」と偽り、秘書課員に市幹部職員のローテーションを組ませ、休日の「ゴルフメンバー」を割り振っていたとおもわれます。

3. 今回の監査請求で請求人が監査委員に要求している監査対象は、平成 30 年 10 月の 1 ヶ月間の中の休日(土・日)の 8 日間で、休日の市長専用車の利用が適法に行われているのか? の監査請求です。

請求人は、そのための監査資料を『資料 A』として提出します。表題は「市長の休日での公用車使用についての回答を求めます」となっております。

そして、質問項目を休日毎に右端に①②③としておりますので、ごめんでも、監査対象者の個々について、監査委員より監査結果の回答をいただきたく存じます。

第 4 『地方自治法』第 242 条により、監査委員に対して監査を求めます。

以 上

以上 原文のとおり。

なお、事実証明書の添付は省略いたします。

【監査結果】

平成30年12月25日

〇〇〇〇様

厚木市監査委員 下嶋 和美

厚木市監査委員 渡邊 毅弘

厚木市監査委員 越智 一久

厚木市職員措置請求について(通知)

平成30年11月26日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、次の理由により、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条に定める住民監査請求としての要件を欠いているものと認められました。

よって、法第242条第4項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な公金の支出等の財務会計上の行為又は怠る事実があると認めるとき、これらを証する書面(以下「事実証明書」とする。)を添え、普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

本件請求において、請求人は、『平成30年10月の1ヶ月間の休日(土・日)の8日間について、市長が早朝に市長専用車を不正使用している。「休日」でこんな朝早くからの事は、「ゴルフ場通い」のほかはない。ほかにあるのなら市長はそれを明示してほしい。』並びに『市長専用車の「ゴルフ場通い」使用は、不正使用どころか「業務上横領」の犯罪行為である。』と主張している。

さらには、『市長は、休日の市長専用車利用を「市長が公務のため使用」と偽り、秘書課員に市幹部職員のローテーションを組ませ、休日の「ゴルフメンバー」を割り振っていたとおもわれます。』とも主張している。

ところで、「監査請求書には、事実を証する書面を添付しなければならないとされているが(法第242条第1項)、その趣旨は、事実に基づかない単なる憶測や主観

だけで住民監査請求がされる弊害や住民監査請求が乱発される弊害を防止することにある」(平成21年6月30日大阪高裁判決)とされている。

本件請求に添付されている事実証明書をみたところ、自動車運転員と秘書課職員が当該期間の休日に出退勤した事実は確認ができるものの、市長の指示で、同職員がゴルフメンバーの割振りを行い、当該期間の休日に市長専用車を不正に使用した事実を裏付ける証拠が具体的に示されていない。

以上を鑑みると、財務会計行為の違法性又は不当性を適示しているとは認められない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適當である。

担当 監査事務局監査係
電話 225-2730(直通)